

令和7年度奈良県職員採用選考試験案内

<児童自立支援専門員・児童生活支援員>

令和7年10月27日

奈良県総務部人事課

受付期間	令和7年10月28日（火）～令和7年11月25日（火）正午
試験日	令和7年12月7日（日）
試験会場	奈良県立精華学院〔奈良市高樋町172〕
※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは 奈良県総務部人事課人事係	
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話 0742-27-8349	

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
児童自立支援専門員 児童生活支援員	夫婦1組	児童自立支援施設「精華学院」に勤務し、常に児童と起居を共にしながら、児童の自立及び生活支援業務に従事します。（学院内の寮舎に住み込みとなります。）

2. 採用予定日 令和8年4月1日
なお、既卒者（有資格者）は令和8年4月1日より前に採用することがあります。

3. 受験資格

- 次の（1）～（4）の要件をすべて満たす人
- （1）年齢等要件
昭和55年4月2日以降に生まれた人
- （2）地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （3）国籍等要件
日本国籍を有しない人も受験可能。但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。
※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。
- （4）資格等要件
- ・児童自立支援専門員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条に規定する児童自立支援専門員の資格要件を満たす人又は令和8年3月末までに資格要件を満たす見込みの人
- ※児童自立支援専門員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

- （奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条）
- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 児童福祉施設基準第82条第3号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
 - 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
 - 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
 - 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで

(※)に掲げる期間の合計が5年以上であるもの

八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの

(※) 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第102条第1項第4号アからウ
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

・ 児童生活支援員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条に規定する児童生活支援員の
資格要件を満たす人又は令和8年3月末までに資格要件を満たす見込みの人

※児童生活支援員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条)

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 3年以上児童自立支援事業に従事した者

※夫婦1組での応募となりますが、個人それぞれでの応募が必要になります。応募の際にいずれの職種の要件に該当するか選択してください。ただし、夫婦1組のうち少なくとも1名は、児童自立支援専門員の職種で応募いただく必要があります。夫婦については、事実婚でも可。

※要件に関し不明な場合は、総務部人事課人事係にお問合せください。

※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和8年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

4. 試験日時・試験会場・合否発表

試 験	試 験 日 時	試 験 会 場	合 否 発 表
第一次試験	令和7年12月7日(日) 受付時間 9時00分～ 専門試験開始 9時50分 専門試験終了 11時20分 論文試験開始 11時40分 論文試験終了 12時40分頃	奈良県立精華学院 (奈良市高樋町172)	令和7年12月24日(水)＜予定＞ 〔第一次試験受験者全員に合否通知を〕 を郵送します 奈良県人事課のホームページへの掲示も します。
第二次試験	第一次試験合格者に対して、令和8年 1月7日(水)～11日(日)＜予定 ＞のうち指定する1日に実施します。 ※応募状況により、上記以外の日程 になる事があります。	奈良県庁 (奈良市登大路町30番地) 又は 奈良県立精華学院 (奈良市高樋町172)	令和8年1月23日(金)＜予定＞ 〔第二次試験受験者全員に合否通知を〕 郵送します 奈良県人事課のホームページへの掲示も します。

5. 試験等の概要

種 目		配 点	内 容
第一次試験	専 門 試 験	【全職種】 100点	職務に必要な専門知識等についての試験を行います。(90分)
	論 文 試 験	【全職種】 50点	職務に必要な専門知識及び構成力・表現力などについての試験を行います。(60分)
第二次試験	口 述 試 験	【全職種】 300点	個別面接による試験を行います。

- ※ 合否決定は、次のとおり行います。
【全職種】
第一次試験については、専門試験及び論文試験の得点（150点満点）により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点（450点満点）により決定します。
- ※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

6. 受験手続

申 込 方 法	・「奈良スーパーアプリ」による電子申請（スマートフォンからの申込みも可能） ※奈良スーパーアプリには、奈良県職員採用情報サイト（以下 URL）よりアクセスできます。 【URL】https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/ ・試験の詳細については、奈良県総務部人事課のホームページ（以下 URL）をご覧ください。奈良県職員採用情報サイトからでもアクセスできます。 【URL】https://www.pref.nara.jp/9063.htm ・「@office.pref.nara.lg.jp」「@ml-nsa.pref.nara.jp」のドメインを受信できるように設定してください。 ・期間内に申込が完了したものに限り受け付けします。受付最終日はシステムが混み合うおそれがあるほか、申込者の環境によりエラーになる場合もありますので、余裕を持って手続きしてください。 ・申込みができる試験職種は一つに限りです。受付後の変更は認めません。 ・インターネット申込ができない方は、必ず11月18日（火）までに問い合わせてください。
手続きの流れ	1. 申込登録 ・奈良スーパーアプリへログインするには奈良スーパーアプリのアカウント登録が必要になります。 ・画面に従って必要事項を入力してください。 ・登録された情報については、人事課が実施する業務、合格から入庁までの間の連絡及び採用に関する業務に利用します。 2. 審査 ・申込内容を審査します。審査完了後は試験分野の変更ができません。 ・申込内容に確認の必要があれば通知します。 ・通知を確認いただき、修正が必要な場合は対応ください。申込締切までに対応いただけなかった場合は、受験できなくなる場合があります。 ・審査完了の通知はありません。マイページにログインし、手続状況一覧画面で確認できるステータスが「審査済み」もしくは「申請手続完了」となっていれば審査が完了しています。 3. 受験票の印刷 ・申込締切後、1週間程度で受験票発行メールを送信します。受験票を印刷し、必要事項を記入の上、写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cmのもの）を貼って第1次試験当日に持参してください。 受験申込者 奈良県スーパーアプリへ ログイン ① 申込登録 ② ③申請受付メール送信（自動送信） 申込内容修正 ④修正・確認の必要がある場合 メール送信 ⑤ 受験票発行メール 受信・印刷 奈良県人事課 申込内容受信 審査 受験票発行メール 送 信
受 付 期 間	令和7年10月28日(火)～令和7年11月25日(火) ※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。

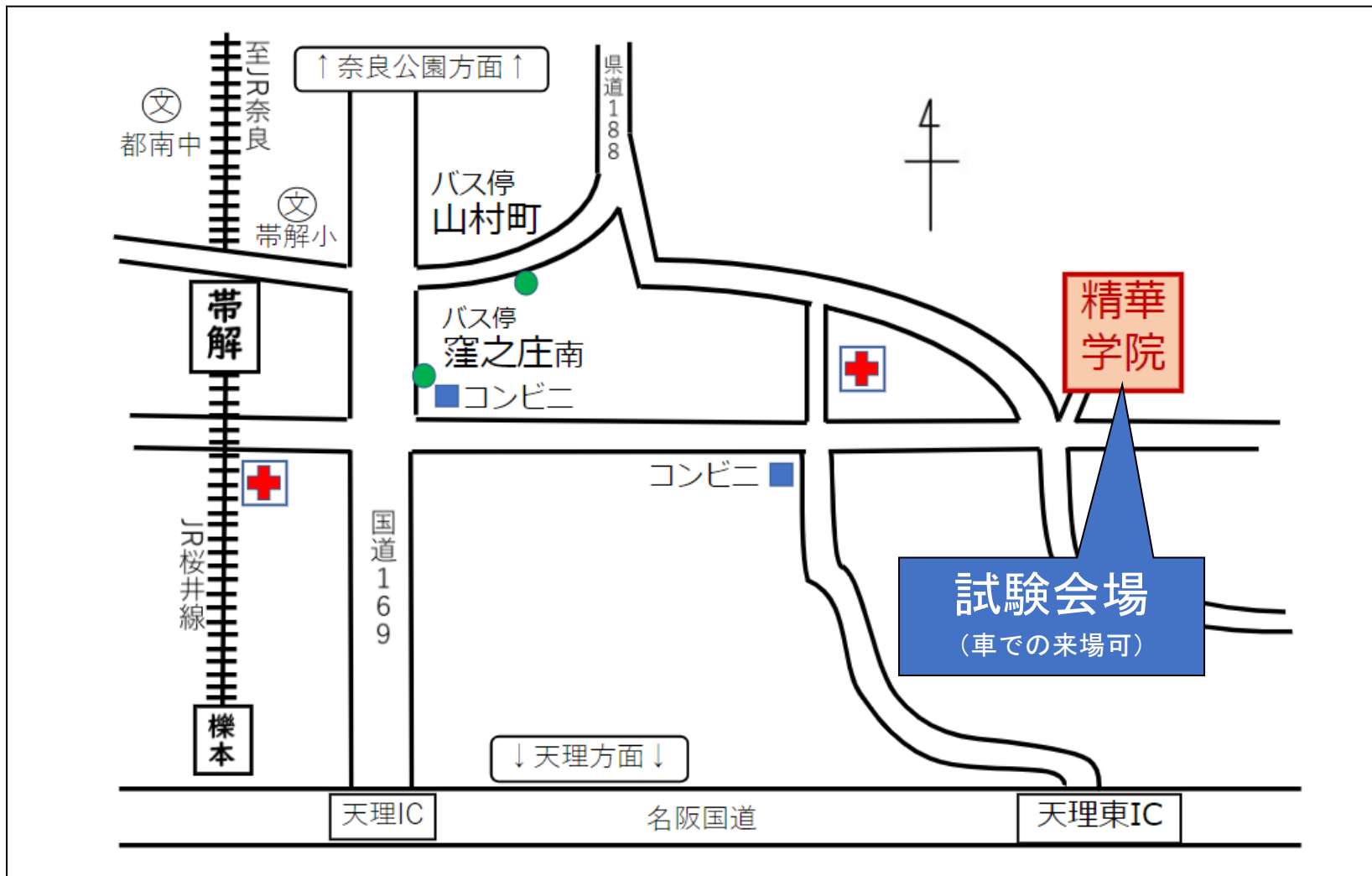
7. 給 与 等

現行初任給 (地域手当込)	児童自立 支援専門員	月額 248,900 円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合の地域手当含む） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童生活 支援員	月額 236,583 円（短大卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合の地域手当含む） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
その他手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。	
勤 務 条 件	勤務公署によっては変則勤務になることがあります。	

※なお、初任給等は令和 7 年 4 月 1 日現在の条件で表記しています。
※勤務先が上記と異なる場合、適用される給料表や地域手当の支給割合により、上記初任給と異なることがあります

○試験会場の位置図

奈良県立精華学院の周辺の略図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間）、試験の結果（総合得点及び順位）について、個人情報保護法に基づき口頭により開示を請求することができます。
- なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しくください。（ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません）